２）施工（以下「建設工事」という。）
工事内容：排水機場47.4m×32.2m（コンクリート約4,000㎥）
基礎工　鋼管杭φ600　N＝176本（L＝10.0m～11.0m）
水門　B13.0m×H3.40m×１門
基礎工　鋼管杭φ600　N＝228本（L＝12.0m～13.0m）
予定工期：契約締結の翌日から令和５年３月31日まで

⑸　本建設工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下、「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。

⑹　本建設工事は、競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、競争参加資格があると認められる者で、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

⑺　参考額

本建設工事に先立って実施する技術協力業務の規模は500万円程度（税込み）、工事規模は14億円程度（税込み）を想定している。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

⑽　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。

⑾　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。

⑿　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。

⒀　本工事は、発注者が新たな積算方式として「施工パッケージ型積算方式」の試行を行う工事である。

⒁　総価契約単価合意方式の適用

①　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

②　本方式の実施方式としては、

イ　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

ロ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

③　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

④　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

・土木工事の積算体系

「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき、単価合意や請負代金額の変更額を積算するものとする。

・建築工事の積算体系

単価個別合意方式の場合には、工事価格（一式）の金額について妥当性を確認のうえ単価合意するものとする。包括的単価個別合意方式の場合には、工事価格の項目について、当初契約の予定価格（変更の場合は官積算額）に対する請負代金額の比率に基づき単価合意するものとする。請負代金額の変更については、変更契約の工事価格の官積算額に合意比率もしくは請負比率を乗じた額を、変更契約の工事価格とする。

⒂　本工事において、中間前金払に代わり既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⒃　本工事は、工程上一定の区切りと認められる時点で、主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）の途中交代を認める試行工事である。

⒄　本工事は、契約後、現地状況や労働者・資機材の厳しい確保状況等を踏まえ、受発注者間の協議により、見積を活用した積算により直接工事費及び間接工事費を設計変更の対象とできる試行工事である。

⒅　本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行の延長について（令和３年３月24日付け国会公契第46号、国官技第316号、国北予第63号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、受注者が委託した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。また、支払い条件は「出来形部分払方式」を採用する。

なお、本試行の実施にあたっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づき受注者が希望する場合に行うものとする。

⒆　快適トイレの設置　本工事は、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

⒇　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。

(21)　本工事は、当該工事において他の模範となるような働き方改革に関する取組みとして、若手技術者（35歳以下）や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組みが図られている場合に、工事成績で加点評価する工事である。

(22)　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

本工事における河川土工において、①に示すＩＣＴ建設機械を用いた施工を行い、ＩＣＴを用いた３次元出来形管理等の施工管理を実施し、それらで得られた３次元データを納品するものとし、詳細については特記仕様書によるものとする。但し、砂防工事など施工現場の環境条件により、①ＩＣＴ建設機械による施工が困難となる場合は従来型建設機械による施工を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

なお、受注者からの提案によるＩＣＴの活用にかかる費用（地盤改良工、付帯構造物設置工、法面工及び作業土工（床掘））については、設計変更の対象とし詳細については特記仕様書によるものとする。

①　ＩＣＴ建設機械

・３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械

なお、ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

(23)　本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休２日交替制モデル工事」について、取り組むことを指定する試行工事である。

(24)　本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。